

# 帝国法制の外部展開

——一九世紀中葉イギリス対中通商システムの構築——

西山喬貴

【要約】 本稿は、一八四二年にアヘン戦争の講和条約として南京条約が締結されて以降、中国においてイギリス帝国が構築した外交・通商に関する法制度と、それを軸に展開したイギリス対中通商システムを考察するものである。これまで当該時期の英中政治関係は、イギリス帝国史においては「非公式帝国」の一事例として、そして中国近代史においては「西洋の衝撃」として扱われてきた。これらの解釈には共通する問題点がある。それは、両者の外交・通商上の関係を分析する一方で、イギリス帝国が対中通商を保護・促進するために設置した法制度の存在を等閑視してきた点である。本稿では、その法制度を軸とした、イギリス帝国による外交・通商への体系的な関与の実態が明らかにされる。この事實は、イギリス帝国の政治権力行使の在り方を問い直し、さらには、東アジア国際関係の礎としてイギリス帝国の政治システムが有した重要性を示すことになるだろう。

史林 九五巻二号 二〇一二年三月

## 序

本稿は、従来のイギリス帝国史において「非公式帝国」の一事例とされてきた一九世紀半ば、とくに、一八四二年から一八六〇年に至る時期のイギリス帝国と清朝中国の国際関係を再考するものである。

本稿の主たる関心はイギリス帝国の国際関係、就中その国際政治面の考察にある。但し、本稿では我が国の中国近代史

において提示された「朝貢システム」論の問題提起や、その後の研究成果をも踏まえた上で、分析が行われる。

本稿では次の二点が明らかにになる。第一に、イギリス帝国が清朝中国との条約関係を内政上の通商制度と連動させ、対中通商の保護・促進を目的として体系的に関与していたことが解明される。第二に、このイギリス帝国の提供した政治システムが、東アジア国際関係の基礎となっていた点が示される。

ここで、使用する用語について断わっておく。本稿では、南京条約、五港通商章程、虎門寨追加条約の三つの条約・協定をまとめて「広義の南京条約」と呼称する<sup>①</sup>。また、「対中通商システム」は、イギリス帝国が広義の南京条約を基に構築した、対中通商関係を統制するための国際的かつ国内的な政治システムを意味するものとする。対中通商システムについては本稿で詳論するが、広義の南京条約を法的根拠とする議会制定法を核として、帝国法制を外部展開する形で構築された対中通商制度を含む法制構造をもち、その法制構造が運用される中で有機的に変化する機能を備えたシステムであると定義できよう。

さらに、本稿でイギリス対中通商システムを考察するにあたって、イギリス帝国の法制度を分析の中心とする理由についても補足しておく。

詳しくは第二章で論及するが、イギリス帝国は、通商の保護・促進・統制を目的として政治権力を行使すべく、対中通商システムを構築した。つまり、イギリス帝国にとって対中通商システムとは、通商を中心とする経済活動に対して政治権力を行使するためのシステムだったのである。よって、イギリス対中通商システムを考察するために、イギリス帝国の政治権力行使を、その権力行使の根幹となった帝国法制の外部展開や対中通商制度の構築を対象として分析することは妥当である。

しかし、イギリス帝国の通商システムは、イギリス帝国の意向のみで変化しただけではなく、欧米列強や清朝中国の動向、現地の社会的・経済的状况等を反映して変化していった。この意味でシステムの接した環境を視野に収める必要はあ

り、かつ、東アジア国際関係の基礎としてのイギリス対中通商システムが、どのように東アジア国際関係の展開を規定していたかという点を明らかにするためには、必要不可欠であるとさえ言えよう。

だが、本稿の目的は、条約関係を基本とした東アジア国際関係の基礎たるイギリス対中通商システム自体の内部構造と機能を、その後の東アジア国際関係の展開において極めて重要になった、一九世紀中葉の創成期に着眼して解明することである。よって、本稿での考察は経済活動全般とシステムの関係ではなく、むしろシステム自体の成立過程と性質に中心がある。これは、本稿の謂う通商システムが政治的側面に偏ったものであることを意味するのではなく、通商を中心とする経済関係と帝国の政治権力の相互作用を明らかにするために欠くべからざる手続をおこなった結果なのである。

- ① 後二者の条約は虎門寨追加条約の序文に示されるように、南京条約 について、南京条約は *The Maritime Customs, Treaties, Conventions, etc., between China and Foreign States*, 2<sup>nd</sup> edn., vol. 1 (Shoos), 1917, pp.351-6. 五港通商章程は *Ibid.*, pp. 383-9. 虎門寨追加条約は、本文中に条約名と条文の番号を記し、特に註は付さない。各条約

## 第一章 先行研究と問題の所在

これまで、イギリス帝国史研究において、一九世紀半ば以降の中国は、今から約六〇年前にギャラハー・ロビンソン<sup>1)</sup> (Gallagher and R. Robinson) が提唱した「自由貿易帝国主義」論の分析概念であり、経済的優位性を背景としつつ政治的影響力行使した地域をあらわす「非公式帝国」概念を利用して理解されてきた<sup>②</sup>。その枠組においては、一九世紀半ばの中国は「政治的には成功したが、経済的には失敗した」例外的事例として扱われる。後述するように、ギャラハー・ロビンソンにとって「非公式帝国」は、経済統合の過程で起こる政治的機能であった。よって、経済的浸透に失敗した「非公式帝国」は自家撞着である。それでは、経済的影響力の欠如した一九世紀半ばの中国におけるイギリス「非公式帝国」は

どのように理解すべきなのだろうか。

「自由貿易帝國主義」論においては、イギリスの優勢な工業力に支えられた経済統合の過程が主たる分析対象であって、政治的側面は「帝國主義」として整理された。「帝國主義」は、「拡大する経済に新たな地域を統合するプロセスの政治的機能」として定義づけられ、主に政策決定に注目して解釈されるどころの政治的要因は経済的拡大に付随した副次的な現象とされる。そのため、公式帝國が構築されるか、非公式帝國が構築されるかというようなイギリス帝國の政治権力に関する重要な問題は、「程度の差」として処理されてしまっていた。<sup>④</sup>「自由貿易帝國主義」論では、あくまでも経済的拡大に対応したイギリス帝國の政策に焦点があたり、社会や経済に直接関係したイギリス帝國の法制度は等閑視されていたのである。この「自由貿易帝國主義」論の限界は、その後の理論的發展の中でも残存していくことになった。

「自由貿易帝國主義」論を、イギリス帝國政策と現地エリートとの反応、その間の相互作用に焦点をあわせることで発展させたロビンソンの「周辺理論」においても、イギリス帝國の政治関係は、現地エリートとの関係におけるイギリス帝國の影響力の変化として解釈されていた。<sup>⑤</sup>帝國主義的拡大の要因として、本国の政策や現地の反応といった双方の認識が重視されるものの、その結果として形成され、かつ前提となった法制度は明らかではない。また、近年、イギリス帝國の政治的側面を政策決定に注目して分析している「ダーウィン」J. Darwin によって提唱された「ブリッジヘッド bridgehead」概念では、公式帝國と非公式帝國の体系的分析のために、現地要因としてのイギリス帝國の総督や入植者等に重心が移されている。<sup>⑥</sup>だが、イギリスの「私的利益」の経済的拡大を前提としてイギリス帝國の政策形成過程を動態的に解釈せんとするこの枠組にも、「周辺理論」と同様の問題があるといってしまうだろう。

当時の中国において、アヘン戦争を経て締結された広義の南京条約により、イギリス帝國は香港植民地を保有し、五港における通商の権利を保持していた。さらに、そこにはイギリス帝國の通商制度が厳然として存在していたのである。そうであるならば、帝國主義的経済関係を明らかにするための政策分析ではなく、まず、イギリス帝國が「自由貿易」の確

立を目指して整備した法制度、それを中心に展開した政治システムを明らかにする必要がある。その上で、イギリス帝国の現地政治・社会・経済に対する政治的介入と経済活動、この両者の関係を考察する必要があるだろう。<sup>⑥</sup>

では、同様の国際関係を清朝中国の側から見ている中国近代政治外交史研究において、イギリス帝国の進出はどのように解釈されているのだろうか。以下では、その中でも重要なフェアバンク J. K. Fairbank の議論を参照し、さらにフェアバンク以降に提示された「朝貢システム」論やその後の研究成果も確認しておく。

フェアバンクは南京条約締結以前と以後の時期をそれぞれ、「朝貢体制」と「条約体制」として定式化した。その含意する所は、中国の伝統的な対外関係の在り方である朝貢・冊封体制が南京条約以降、条約を中心とした関係に移行していくというものであった。<sup>⑦</sup> イギリス帝国の現地役人と清朝役人の関係を中心に、条約締結以降、条約を軸として双方が対峙する中で関係再編が行われるという構図は、「周辺理論」の枠組と共通する部分が多い。

本稿の関心からフェアバンクを批判するならば、イギリス帝国を代表とする欧米列強の外圧を受けて形成された、両者の関係に着目するという枠組自体に問題がある。本稿においては、イギリス帝国が外交関係と連動する形で構築した法制度を分析対象とする。欧米諸国と中国の関係を分析したフェアバンクの研究ではこの点は明らかではない。

また、近年の中国近代政治外交史研究においては、濱下武志によって「朝貢システム」論が提唱された。ここでは、中国独自の伝統的対外関係の連続性が強調され、フェアバンクのような欧米諸国の進出を以て中国の近代的国際関係が構築されるとの視点は「西洋の衝撃」論として批判の対象となり、特に南京条約の画期性は相対化された。<sup>⑧</sup> その後、「朝貢システム」論自体には多くの批判が寄せられ、欧米諸国と中国の相互連関を対象とした研究がなされている。<sup>⑨</sup> 但し、「朝貢システム」論以降、その衝撃の質に関する解釈は変化したものの、欧米諸国の進出を中国にとっての外部要因として扱う点で、「西洋の衝撃」の枠組は残存した。

しかし、中国独自の秩序の存在が主張されうるならば、欧米諸国と中国の相互連関を考察する前提として、まず欧米側

の構築しようとした近代的国際関係の実態を明らかにする必要がある。つまり、「西洋の衝撃」自体の再考が必要なのである。

以上の論点を整理すれば、中国におけるイギリス帝国の国際関係の考察において、イギリス帝国史では、イギリス帝国の影響力が発揮された経路としての外交関係が分析の中心とされ、イギリス帝国の法制度は等閑視されてきた点が問題であった。イギリス帝国の外交関係は法制度と連動していたのであり、両者を基に構築された政治システムを明らかにするという課題が残されている。また、中国近代政治外交史においては、中国の対外関係における「西洋の衝撃」が相対化されこそすれ、「西洋の衝撃」とされたイギリス帝国のシステム自体が再考されることは無かった。条約を中心とした外交関係とイギリス帝国の法制度が連動したシステムが東アジアに存在するならば、東アジアにおける近代的国際関係の形成も、外交関係の変化のみではなく、条約を基礎とした複合的なシステムの展開として見直す必要があるだろう。

本稿では、「非公式帝国」、或いは「西洋の衝撃」と解釈されてきた中国でのイギリス帝国による政治権力行使の実態を明らかにするため、南京条約締結以降に構築されたイギリス対中通商システムを考察対象とする。第二章では条約と連動したイギリス本国議会での立法措置が考察される。第三章では議会制定法を核として中国現地で展開された通商制度を明らかにする。第四章では法制度の運用過程を分析することで、イギリス対中通商システムの機能を示すことになるだろう。史料としては、主にイギリス外務省文書、イギリス議会制定法を始めとする各種法制文書、そして法制度運用にあたって作成された行政文書や法務官報告が利用される。

- ① J. Gallagher and R. Robinson, 'The Imperialism of Free Trade', *The Economic History Review*, 2<sup>nd</sup> ser., vol. 6, no. 1 (1953), pp. 1-15.  
 また、「自由貿易帝国主義」論の評論や議論については、平田雅博『イギリス帝国と世界システム』、晃洋書房、二〇〇〇年を参照。
- ② J. Gallagher and R. Robinson, 'Imperialism', pp. 10-11.
- ③ *Ibid.*, pp. 5-7.
- ④ R. Robinson, 'Non-European Foundations of European Imperialism: Sketch for a Theory of Collaboration', in R. Owen & B. Sturcliffe (eds.), *Studies in the Theory of Imperialism*, London, 1972, pp. 117-42.

⑤ J. Darwin, 'Imperialism and the Victorians: The Dynamics of Territorial Expansion', *English Historical Review*, vol. 112, no. 447 (1997), pp. 614-42.

⑥ イギリス帝国法制に関する法制史研究は数多く存在するが、中国との関係については領事裁判権との関係で言及される程度で、法律制度を中心としたイギリス帝国の政治権力行使を分析したものは無い。さしあたり、領事裁判権に関連して、中国におけるイギリス帝国の司法制度の存在と駐中イギリス公使の立法権保有を法文上確認したものとすべし。H. Jenkins with C. Ibbert, *British Rule and Jurisdiction beyond the Seas* Oxford, 1902を参照。ただし、その論点は司法権に限定されており、立法権への言及は付随的なものに過ぎない。さらに、行政・立法・司法の関係についても等閑視されている。また、イギリス帝国の中国における司法権行使に関して、中国でのイギリス帝国の司法制度展開と中国の適応に着目しつつ、概説的に関連法規に論及したものを引く。Paul H. Chen, 'The Treaty System and European Law in China: A Study of the Exercise of British and Jurisdiction in Late Imperial China', in W. J. Mommsen and J. A. de Moor. (eds.), *European Expansion and Law: The Encounter of European and Indigenous Law in 19th- and 20th-Century Africa and Asia*, Oxford, 1992, pp. 83-100を参照。

⑦ J. K. Fairbank, *Trade and Diplomacy on the China Coast: The*

*Opening of the Treaty Ports 1842-1854*, 2 vols., Cambridge, Mass., 1953.

⑧ 濱下武志『朝貢システムと近代アジア』、岩波書店、一九九七年。

⑨ 例えば、海関を中心に西洋諸国と中国の相互連関を分析の中心とした徴税制度の研究として、岡本隆司『近代中国と海関』、名古屋大学出版会、一九九九年を参照。また、厦門を中心にイギリス帝国と清朝の関係、現地社会・経済の動態を描いたものとして、村上衛の一連の研究がある。村上衛「五港開港期厦門における帰国華僑」、『東アジア近代史』三号、二〇〇〇年、一二一-一三〇頁。同「漂流する「夷狄」——一九世紀後半・華南における海難対策の変容」、『エコノミア』、五七巻、二号、二〇〇六年、五一-七〇頁等を参照されたい。さらに、時代は下るが、アロー戦争以降の条約に基づく「不平等条約」体制を利用する中国商人によって、中国の伝統的商業秩序が解体していく過程を扱ったものとして、本野英一「伝統中国商業秩序の崩壊——不平等条約体制と「英語を話す中国人」」、名古屋大学出版会、二〇〇四年が挙げられる。なお、イギリスの中国出先機関の重要性を強調しつつ、多様な外交関係者の認識と行動を政策決定過程に着目して分析した研究として、平田康治「イギリス対華政策と中国政治の相互作用——改革借款・駐華出先機関・協力政策、一九一一—一四」、『国家学会雑誌』百二十三巻、一・二号、二〇一〇年、一五九—一三三頁がある。

## 第二章 広義の南京条約とイギリス帝国法制の外部展開

### 第一節 アヘン戦争前における対中通商制度の課題と広義の南京条約

一八三三年にイギリス東インド会社の対中貿易独占が廃止され、イギリスの対中貿易は「自由貿易」となった。この状況の変化に対応して、イギリス政府は、一八三三年対中国・インド貿易管理法(以下、一八三三年法と略記)<sup>①</sup>を制定した。この法律によって、イギリス政府はイギリスの対中貿易を監督する役人として貿易監督官を派遣し、中国におけるイギリス人の秩序維持と貿易の保護・促進にあたらせた。

しかし、貿易監督官制度はその設置当初から清朝側との衝突を惹起し、制度の確立と通商の安定を目指した模索の中で、林則徐によるイギリス人所有アヘンの没収と、それに続いて勃発したアヘン戦争に直面する。ここで注目すべきは、貿易監督官制度が設置される段階から既に、いくつかの制度的問題が指摘されており、それが運用段階において顕在化した結果、アヘン戦争に至る過程で大きな問題となったことである。<sup>②</sup>

以下ではまず、広義の南京条約以降の通商制度構築において課題となった、アヘン戦争前から存在した対中通商制度の問題点について簡潔に述べ、然る後に条約締結以降、イギリスが確立を目指した対中通商制度について考察を加える。

ここに、貿易監督官制度の課題を運用開始前に明示したものととして、当時「ステイブン王」と呼ばれ、植民地法制の分野で多大な影響力を保持していた植民地省事務次官ジェームス・ステイブン James Stephen<sup>③</sup>の覚書がある。<sup>④</sup>この文書に依拠しながら、その制度的問題点を約言する。

この覚書の中では主に三つの問題が指摘されている。それは、イギリス人の行動を統制するための通商規則、貿易監督官とその下僚の派遣、清朝領内におけるイギリス人に対する管轄権行使<sup>⑤</sup>、以上の三点に関する問題である。



第一に、中国における通商規則については、全ての事例に対して法的根拠を事前に提示しておくことが不可能であると、本国の修正権は確保した上での現地代表者による通商規則の起草・制定が有効な手段として提案された。

第二に、貿易監督官の派遣について言及された問題は、「キリスト教国の国際法」に照らした場合に、清朝がイギリスの派遣する領事官を排除する権利を持つことであった。つまり、清朝が政府間の対等通信を否定している中で、貿易監督官を設置する国際法上の根拠の欠如が問題化するのではないかと懸念されていたのである。

第三に、中国におけるイギリス人に対する管轄権については、手続上の不備によって、法律の執行が滞ることが懸念されていた。ステイブンはこの問題を解決するための方策として、細部に拘らず、なるべくイギリス法に近づけて実施することを推奨していた。<sup>⑥</sup>

これらの問題点は、実際に貿易監督官制度が運用される中で顕在化していった。アヘン戦争前に貿易監督官の役職には四人が就任したが、どの問題も根本的な解決には至らなかった。<sup>⑦</sup>貿易監督官制度が設置当初から抱えていた、中国現地での立法による制度形成、貿易監督官制度の外交的基礎の確立、そして、在中イギリス人に対する管轄権行使の円滑化、以上三つの通商制度構築に関する問題の根本的解決は、アヘン戦争とその後の条約締結を待たねばならなかった。

これらの問題は、アヘン戦争の講和条約として結ばれた南京条約により、解決に向けて動き出した。<sup>⑧</sup>南京条約第二条ではイギリス領事の広州、厦門、福州、寧波、上海の五港（以下、これらの港を総称する際には、五港と表記する）への駐在権が認められ、さらに、同条約第一条で英清双方の役人間における対等通信が認められたことで、領事の駐在権に関する国際法上の問題は解決した。また、管轄権の問題も、五港通商章程第一三条でのイギリス人への排他的管轄権規定と虎門寨追加条約第九条の犯罪者引き渡し規定によって、法的根拠としては解決されたといつてよいだろう。さらに、広義の南京条約全体では、五港通商章程を中心にいくつかの通商規則が設定された。つまり、広義の南京条約によって、イギリス帝国が対中通商制度を構築するための外交上の根拠が形成されたとと言える。

しかし、これらの条約が締結されたことをもって、条約中の規定がイギリス帝国によって、イギリス人に対し、行使されるわけではない。条約は外交上の合意であり、イギリス帝国の法制度ではなかった。法制度構築に関する第一の課題とされた中国現地での状況に応じた規則策定や、第三の課題であった管轄権を円滑に行使する枠組は未確定であり、法制度の整備が必要とされた。イギリス人の統制は条約ではなくイギリス帝国の法制度で行われねばならなかったのである。

そこで、以下では、南京条約締結をうけてイギリス本国で制定された一八四三年対中交流法 China Intercourse Act (以下、「対中交流法」と表記)<sup>⑤</sup>、そして同年に、オスマン・トルコ領内のイギリス人統制と関連して制定された一八四三年領外管轄権法 Foreign Jurisdiction Act (以下、「領外管轄権法」と表記)<sup>⑥</sup>の二つの議会制定法を考察する。結論を先取りすれば、これらの制定法は、連動する形でイギリス帝国外部展開を可能にし、また、それぞれが外部展開した帝国外法の立法と行政、この二つの側面を代表していたことが明らかになるだろう。

## 第二節 対中交流法

対中交流法は、南京条約締結を受けて、一八三三年法を修正する目的で起草され、一八四三年八月二日に成立した<sup>⑦</sup>。法文は全七条で構成される。

この時のイギリス本国政府の意図を示すものとして、法案起草に関連して作成された一八四三年八月一日付の覚書が存在する<sup>⑧</sup>。最初にこの覚書を分析することで、対中交流法の制定意図を明らかにする。

まず課題として挙げられたのは、一八三三年法に関するステイブンの覚書でも言及されていた通商規則策定についての問題点である。規則策定にあたって、イギリス本国議会が中国という遠隔地の状況の変化に即座に反応するのは難しく、危険な事態が発生するのではないかと指摘された。さらに、貿易監督官が自身の権限と責任によって規則を策定したとしても、それは法律上イギリス人に対して強制力を持たないことが懸念されていた。

通商規則策定に関する問題点に加えて、管轄権行使上の問題点も指摘され、貿易の友好的基盤を維持するために対策を講じることが求められた。対策を講じる上で重要な項目は二つ指摘された。第一に、清朝官憲によるイギリス人への刑事司法権行使を阻止しつつも、清朝官憲や中国人の希望を許容できる限りで取り入れ、第二に、沿岸や洋上にいるイギリス人が清朝との紛争を引き起こすような行動を取らないよう注意することが重視された。覚書の中では、第一の条件は清朝との条約で獲得されるものとされ、第二の条件については、条約で清朝がイギリス人に対する管轄権を放棄したこと、清朝に損害を与えるような事態を防止するための注意はイギリスの義務になったとされた。

規則策定と管轄権に関する二つの問題は、在中イギリス人の統制を如何に行うかという問題意識で通底している。つまり、対外的には、条約で獲得したイギリス人への排他的管轄権行使に付随する義務を履行して權益を維持し、対内的には、中国との貿易を友好的基盤の上で安定させるために、効果的かつ法的根拠の確立された規則を策定して統制を行うことがイギリス本国政府の政策目標だったのである。換言すれば、対中貿易を安定させるために、外交経路を介して清朝に認めさせた権利を維持するという外交的課題と、対中貿易に携わるイギリス人の行動を統制するという内政的課題は分かち難く結びついており、両側面に対して有効的な対策を講じる必要性が意識されていたのである。

以上が、対中交立法制定に関するイギリス政府の問題認識であった。これらの認識がどのように法制化されたのか、以下で実際に主要な法文の分析を行って確認していく。

対中交立法の序文では、直近の状況を熟知したイギリス現地当局が在中イギリス人統治のために規則を策定すること、国王が香港島内のイギリス人の良き統治のため、香港に立法評議會を設立すること、そして、貿易監督官の香港総督への任命が謳われる。そして、第一条において、貿易監督官が香港総督を兼任する限りで、香港立法評議會の助言を受けつつ条例を制定することを認める。さらに、このように制定される条例を施行するために、立法評議會の助言のもとで罰則や没収を課す権限も認められている。この条文の意味するところは、香港で制定された条例が貿易監督官兼香港総督を介し

て清朝領内のイギリス人にも適用されるということである。つまり、香港の立法権が貿易監督官を介して在中イギリス人に対して拡大されたのである（以下、このように制定される香港条例を「貿易監督官条例」と称する）。この条文と第三条の本國での枢密院令発布の権限を政府に与える規定によつて、中國現地での立法権行使のための法的根拠が出来たといえよう。

以上が対中交流法の主要部分である。特に重要なのは、香港で制定された条例が貿易監督官兼香港総督を介して、五港に滞在するイギリス人にも拡大適用されるという点である。ただ、領事が貿易監督官条例を施行するための法的根拠については、言及されていない。つまり、対中交流法では、貿易監督官による五港に適用する規則や罰則の策定方法が決定されたのみであつて、イギリス領である香港の外で領事がそのような権限を行使しうる帝國法制上の根拠は未だ不透明だったのである。それを補完した領外管轄権法を検討するのが次節の課題となる。

### 第三節 領外管轄権法

領外管轄権法は清朝中國との関係のみを想定して制定されたものではない。この議會制定法は、東地中海沿岸地域や分劃前の西アフリカ<sup>④</sup>においても適用された。つまり、所謂「非公式帝國」において、イギリス帝國による管轄権行使の根拠となつたのである。

領外管轄権法には内政上の意義と、イギリス政府の外交姿勢を内部から規定するという外交上の意義、この二つの側面があつた。以下では、まず領外管轄権法の内政上の意義を確認した上で、それがイギリス政府の外交姿勢に与えた影響を確認する。

領外管轄権法の内政上の意義とは、他の帝國外諸地域でも見られたように、領事や貿易監督官といった現地イギリス役人による管轄権行使を帝國法制上適法なものとしたという点にある。この立法措置は、イギリス本國議會での批判に対する行政の正当性確保のために重要なものでもあつた。これを確認するには、まず一八三八年に議會に提出された在中裁

判所設置法案を巡る議論に論及する必要がある。

イギリス政府は貿易監督官制度を巡る問題の解決を企図し、一八三八年の法案で中国現地に刑事・民事・海事の権限を持った裁判所を設置して、在中イギリス人を統制しようとしていた<sup>⑮</sup>。だが、この法案は廃案に追い込まれ、アヘン戦争前の在中イギリス人統制に関する法制度整備の試みは失敗に終わる。以下、対中通商制度確立に向けた議論の中で、議会の批判対象となり、イギリス政府が対応を迫られた課題は何であったのか確認していく。

議論が行われたのは一八三八年七月二八日の庶民院における法案審議第二読会であり、ランベス Lambeth 選出議員ホーズ B. Haws の発言から始まる<sup>⑯</sup>。ホーズは東インド会社における代表機関たる管貨人委員会の議長を務めたスタントン G. T. Staunton の見解として、「現在の法案で与えられようとしているような管轄権を持つ裁判所を、清朝政府が同意を与えていないにもかかわらず、設置するのは不適切である」と述べ、外交経路を介して清朝から裁判所設置の同意を得ることが、法律改定の前提として重要だと指摘した<sup>⑰</sup>。

このホーズの反論に対してパーマストンはまず、一八三八年法案が貿易監督官制度設置を認めた一八三三年法で国王に付与されていた裁判所設置の権限を民事裁判所にまで拡大して、重罪の源になる軽微な犯罪にも対応するための法案であり、単純な法技術的問題の解決を目的としているとの認識を示し、法案の原則については既に議會の承認を得たものであるとの主張を行った<sup>⑱</sup>。しかし、ホーズにより代弁されたスタントンの主張の要点である清朝との外交関係が存在していないという問題については認めざるを得ず、その外交関係の欠如に関する批判に反論するために、パーマストンは実際の慣行を論拠に主張を展開した。パーマストンは、清朝の司法的介入に関して、従来清朝が殺人事件を除いて外国人に対する中国法の行使を猶予していたことを指摘し、外交上の問題の相対的な重要性を低下させる。また、その様な清朝の介入が起こったとしても、犯人の引き渡し「法的殺人 legal murder」になるような事態を回避すべく、東インド会社が通商上の損害を出す危険性を承知で引き渡しを拒否していたことを指摘した。そして、スタントンの著作を引用しながら、そ

の様な事態を回避するためのイギリス人統制の必要性を主張した。<sup>②①</sup>

この答弁内容からは、パーマストンが外交関係の欠如という問題を認識しつつも、現実問題として慣習的にイギリス人への中国法行使は猶予されており、例外的な清朝の介入も東インド会社の独占があった時期から拒絶されていたことを理由に、法律改定に当たって、外交関係は問題にならないと主張したことが分かる。換言すれば、パーマストンは議会における法律改定と外交問題を分離して、在中イギリス人への管轄権行使による対中貿易の安定化を、国内的措置として実現しようとしていたと言えよう。つまり、パーマストンは外交問題と裁判所設置問題を別次元の問題として扱いたいという意図を持っていたのである。

以上のような第二読会での議論を経て、法案は委員会審議に移った。しかし、パーマストンは法案を撤回することになった。<sup>②②</sup>パーマストンが法案を撤回したのはなぜだったのか。それは、委員会審議に至ってなお強い議会の反発、特に清朝からの同意を得ることが必要であるとの法案反対派の主張に屈したからである。ここで注目すべきは、パーマストン自身が引用した中国問題の権威であるスタントンが、一八三三年法審議の際に議会に提出した決議案<sup>②③</sup>であろう。この決議文は全九条から成るが、ここで関連するのは、特に第六条である。その要旨は、イギリス東インド会社の独占廃止に伴い、その影響力で対抗していた清朝の専制統治に対処するために、新たにイギリスの対中通商を保護するための機関を二国家間の条約による認可のもとで設置する必要があるが、そのような認可無しにイギリス役人を派遣する試みは、無益のみならず害すらあるというものであった。

この決議案がいう外交上の同意、条約締結の必要性は一八三八年法案審議の際にもスタントンを含む法案反対派が主張したものであった。その一方で、スタントンの著作を引用した答弁を行い、実際に清朝との間で貿易監督官制度の設置を巡る争いが起きたことを知る、パーマストン自身もその必要性を認識していたであろう。<sup>②④</sup>そうであるならば、パーマストンが一八三八年法案反対派の主張に屈した理由も明らかになる。先に述べたように、パーマストンは一八三八年法案で刑

事・民事・海事裁判所を設置して在中イギリス人に対する管轄権を行使することを、実際の必要に応じた一八三三年法の拡大修正であると主張していた。<sup>②4</sup> その主張の根拠となったのは一八三三年法の管轄権行使に関する既存の条項であったが、実際の必要に応じて修正する前提条件として、スタントンを含む反対派が、清朝の同意を得るという外交上の手続きを挙げて強硬に反対したことは、パーマストンの実際上の必要という主張に、その前提としての外交による合意という条件を課すことになった。これが、彼自身の経験とも重なりあつて、その論拠を突き崩し、清朝から同意を得ずに法律改定を行うことは困難であると痛感させるに十分であつたと考えられよう。

以上の考察から、イギリスが清朝と条約を結ぶことは、外交による合意を前提条件とする庶民院に対して、イギリス政府の対中通商制度構築の正当性を裏付けるといふ意味を持つていたと理解される。庶民院で出された清朝との合意が必要であるという主張は、イギリスは清朝との条約に基づいて法制度構築を行うべきであつて、それなくしては主権国家である清朝との国際的問題を惹起しかねないという認識に基づいていた。そして、この批判に対してパーマストンが屈したということは、イギリス政府と庶民院の共通見解として、清朝は国際法上の主権国家であるとの認識が有り、さらに、その認識を前提として、南京条約締結前の段階では法制度構築や法制度に基づく管轄権行使に対して庶民院からの批判を招く恐れがあつたことを示している。

では、清朝は自らを国際法上の主権国家であると認識していたのだろうか。結論からいえば、否である。先行研究でもしばしば指摘されてきたように、アヘン戦争前はもちろん、アヘン戦争後においても清朝は華夷秩序という理念を維持し、条約についても、その理念の枠内で手段として活用すべきものと考えていた。<sup>②5</sup>

さらに、南京条約の批准が行われる際に皇帝の印璽を押すことになつたが、その際使用されたのは、朝貢国に対する「勅書」に使用される冊封関係を表す印璽「御宝」であつた。<sup>②6</sup> この、対等な主権国家間の関係ではなく、朝貢・冊封関係を意味する印璽の使用については、イギリス側もその問題性を認識していたが、批准書交換を優先して外交問題にしな

った。<sup>②</sup>しかし、イギリス側が使用を黙認したとはいえ、条約締結にあたって清朝が既存の対外関係を象徴する装置を転用したという事実には注意する必要があるだろう。

アヘン戦争後になるとイギリス側でも清朝が近代ヨーロッパ的な主権国家ではないとの認識が持たれ始めるようになる。早くも一八四三年三月には、イギリス全権公使ポッティンジャーが本国へ報告をする際に、清朝の海賊対策への批判を込めて、「我々が中国とその臣民との交流において、ほんの少しも国際法とその諸権利に配慮しない帝国と民族に接しているのだという点は、決して見過ごされてはなりません」と書き送っている。<sup>②</sup>アヘン戦争前に主権国家であると想定していた清朝が、いざ条約を締結してみると、実態としてはイギリスが想定していたような主権国家では無かったというのは、皮肉なことだった。

以上の事実から、イギリスの管轄権を中国で行使するための外交上の手続きとして、主権国家である清朝と条約を締結する必要があるという認識は、イギリス側のモノローグであつたと考えられる。しかし、それはモノローグではあると同時に、自らの国際関係認識の投影でもあつたのである。

広義の南京条約は領外管轄権法の序文にある管轄権行使の前提としての「条約」となり、在中イギリス人への管轄権行使に帝国法制上の根拠を付与した。領外管轄権法の第一条と第二条では、対外関係に変化が生じた場合、それに対応して政府主導でイギリス領外に展開された管轄権を修正・拡大することが帝国法制上容認された。条約締結によってイギリスが清朝に主権国家としての地位を付与したという事実には、外交関係上の意義と同時に、イギリス帝国法制上の意義があつたのである。<sup>②</sup>

ここで本章の考察結果をまとめておこう。アヘン戦争前からイギリスは、対中貿易を保護・促進するため、条約を前提とした通商制度構築を目指していた。果して、南京条約締結後、広義の南京条約は対中交流法と領外管轄権法により外部展開した帝国法制と結びつけられた。そのため、イギリス政府の外交姿勢は、通商への法制度を介した関与を安定させる



ために、法制度を展開する基盤となった条約を軸とするよう内面から規定されていった。翻ってそれは、東アジアに主権国家間の条約に基づく関係を必要とする政治システムが現れたことを意味した。そして、このシステムと恒常的接触を持つ清朝は条約に基づく関係の形成・維持への関与を要請されることになったのである。

以上の考察で、イギリス帝国法制の外部展開が中国において持った意義を明らかに出来たと考えるが、さらに敷衍してイギリス帝国全体における意義を確認しておこう。

領外管轄権法は、イギリス帝国の国際関係上、一般的に利用されたものであったが、同法に基づいて行使される管轄権の内容が明記されているわけではない。つまり、領外管轄権法は帝国法制の適用領域を帝国外に拡大する機能を持っていたが、その内実は、事例ごとに多様だったのである。よって、領外管轄権法のみではなく、行使される管轄権の内実をも視野に収める必要がある。この点で、適用は対中関係に限定されるとはいえ、対中交流法とそれに基づく行政立法の存在には大きな意味がある。帝国法制の外部展開は、条約や立法による拡大と行政的措置の包摂、この両面から総合的に理解されるべきなのである。また、このように外延性と可変性を帯びた帝国法制は、イギリス帝国が多様な現地状況に対応しつつ政治権力を行使するための基盤になったと考えられる。

管轄権の内実が重要であるならば、対中交流法と領外管轄権法を核として構築された、対中通商制度も明らかにする必要があるだろう。これを検討するのが次章の課題となる。

① 3 & 4 W. 4. c.93.

② アヘン戦争原因論に関しては、さしあたり小林隆夫「イギリス側から見たアヘン戦争原因論：研究史の動向」、『愛知学院大学文学部紀要』三十六号、二〇〇六年、一一―一八頁を参照。

③ A. G. L. Shaw, Stephen, Sir James (1789-1839), *Oxford Dictionary of National Biography*, Oxford, 2004 (Oxford University Press).

④ *Foreign Office Record, General Correspondence, China* (1815-1905), FO17/4/6-57, 以下「FO17」省略。整理番号S

を記す。なお同様に、*Foreign Office Record, Law Officers' Reports, China* (1833-1844), FO83/2247, *The National Archives, Kew: Law Officers' Reports, China* (1845-1853), FO83/2248, *The National Archives, Kew: Law Officers' Reports, China* (1854-56),

- FO83/2249, The National Archives, Kew. *Law Officers' Reports, China (1857-1859)*, FO83/2250, The National Archives, Kew. *Law Officers' Reports, China (1860-1864)*, FO83/2251, The National Archives, Kew. *Reports on the National Archives of the National Archives, Kew* (1857-1859), FO83/2247, FO83/2248, FO83/2249, FO83/2250, FO83/2251, 上海略考。
- ⑤ 本稿ではこの「jurisdiction」の訳語を管轄権と統一する。それ以外の語が司法のみならず、立法、行政にかかわる領域を示すためである。この点に関連して、これまでにイギリス帝國法制史研究における「jurisdiction」の語が用いられる対象が司法権と訳出されるものの「jurisdiction」が用いられる点に留意された。
- ⑥ FO17/4/34-5.
- ⑦ 差前が「以下を参照」W. C. Costin, *Great Britain and China, Oxford, 1937*, pp.21-59. 同法條の問題については G. W. Keeton, *The Development of Extraterritoriality in China*, London, 1928 を参照してください。よく戦争前の貿易監督官制度については別稿で論じておきます。
- ⑧ 広義の南京条約の条文分析については、おちおち Fairbank, *op. cit.*, vol. 1, pp.114-32 及び、坂野正高『近代中国政治外交史—サムソンのタガマから五四運動まで』、東京大学出版会、一九七三年、一七二—四頁を参照。南京条約以降の外交関係については別稿で論じておきます。
- ⑨ 6 & 7 Vict., c.80.
- ⑩ 6 & 7 Vict., c.94.
- ⑪ *Hansard's Parliamentary Debates*, third series, vol.71, col. 986.
- ⑫ FO17/76b/49-60.
- ⑬ C. R. Pennell, 'The Origins of the Foreign Jurisdiction Act and the Extension of British Sovereignty', *Historical Research*, vol. 83, no. 221 (2010), pp.472-479.
- ⑭ M. Lynn, 'Law and Imperial Expansion: The Niger Delta Courts of Equity, c. 1850-85', *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 23, no.1 (1995), pp.62-3.
- ⑮ PP 1837-38 I. *Courts in China. A bill to authorize the establishing a court or courts with criminal and Admiralty and civil jurisdiction in China*.
- ⑯ *Hansard's Parliamentary Debates*, third series, vol.44, p.744.
- ⑰ R. Davenport-Hines, 'Staunton, Sir George Thomas (1781-1859)', *ODNB*.
- ⑱ *Hansard's Parliamentary Debates*, third series, vol.44, p.744.
- ⑲ *Ibid.*, pp.745-6.
- ⑳ *Ibid.*, pp.746-9.
- ㉑ *Ibid.*, p.753.
- ㉒ *Hansard's Parliamentary Debates*, third series, vol.18, p. 698-700.
- ㉓ 差前が「H. B. Morse, *The International Relations of the Chinese Empire*, vol.1 (3 vols.), Shanghai, 1910, pp. 118-38 を参照」。
- ㉔ *Hansard's Parliamentary Debates*, third series, vol.44, pp. 745-6.
- ㉕ 清朝側の理念については、濱下、前掲書、八一—二四—三三頁及び、坂野正高『近代中国外交史研究』、岩波書店、一九七〇年、一一九頁を参照。
- ㉖ FO17/67/307, 中国第一歴史档案館編『鴉片戦争档案史料 (VI)』、天津古籍出版社、一九九二年、三〇—三二頁。皇帝印が押印された事実は、イギリス側に保管されている南京条約原本に「勅命之寶」への印影があることから確認できる (FO83/23/1B/29)。また、南京条約締結時の皇帝印に関する記述は無きものの、清朝の皇帝印や官印に

つては、片岡一忠「中国官印制度研究」、東方書店、二〇〇八年を参照。

② F017/67/313-5.

③ F017/66/231-3.

④ なお、領外管轄権法の法文からは、外交的根拠を基にして、イギリスの管轄権が帝國法制上は領域的制限無く拡大可能であるとの解釈が

成り立つ。換言すれば、領外管轄権法には管轄権の無制限領域的適用の基礎となる法的な核としての役割が付与されていたと言える。この規定は、租界の「属地的支配」の問題に関係すると思われる。租界の「属地的支配」については、差当り以下を参照。植田捷雄「支那に於ける租界の研究」、敝松堂書店、一九四一年、五四—三〇二頁。

### 第三章 貿易監督官条例による通商制度の構築

前章では、対中交流法と領外管轄権法を対象に、広義の南京条約を基盤としたイギリス対中通商システムにとって核にあたる部分の帝國法制を分析したが、本章では、対中交流法で在中イギリス人に適用されることになった貿易監督官条例を分析し、中国現地で展開された対中通商制度の法制構造に迫っていきたい。

貿易監督官条例は一八四四年に七件制定され、その後はこれらに修正を加えつつ運用された。よって、この七件の貿易監督官条例を分析することで、五港におけるイギリス対中通商制度の基本的な法制構造が明らかになるだろう。

一八四四年に制定された貿易監督官条例は大きく二つに分類できる。第一に五港に赴くイギリス船とイギリス人の順守すべき規則を定めた条例、第二に領事管轄権の実施方法と、領事管轄権と中国における上級裁判所である香港高等裁判所（以下、「香港高裁」と略記）の関係についての条例である。以下、順に考察を加えていく。

#### 第一節 五港での通商規則

五港での通商規則に関する条例は一八四四年第三、四、五号条例である。その中で最も包括的かつ重要な条例であると考えられる、貿易監督官条例第五号<sup>①</sup>の分析を行う。

貿易監督官条例第五号第一条から第六条では、貿易監督官と領事が条約の規定を条例として適用し、略式で行使できること、また、それに加えて一八四四年四月一〇日以前に貿易監督官が制定・公布した通商規則についても、条例と同等の強制力が付与されることが規定されている。<sup>②</sup> 第八条では、領事が通商規則や貿易監督官の指示に従って行った行為を訴訟原因として起訴された場合に、領事はそれらの規則や訓令の発令時における違法性や、貿易監督官の発令権限の欠如に対しては、責任を負う必要はないとされる。貿易監督官の出す規則や訓令に従って行動する領事は、たとえその規則や訓令自体に法的な欠陥があつたとしても、免責特権を得られたのである。貿易監督官の規則や訓令を権威とする領事の行動に対して、司法手段を用いて對抗することは相当困難であつたと言えよう。但し、その保護規定は、あくまでも貿易監督官の下で条約・規則を施行するための行政措置を対象としており、それを逸脱するような行為に対して免責特権は与えられなかつた点には注意が必要である。

本国からの信任を得て、条例制定に大きな影響力を發揮した貿易監督官ポツティンジャーは条例制定に伴つて出した領事への回状の中で、これらの条例が存在するという事実自体がイギリス人に条例違反をためらわせるとして、抑止効果の重要性を強調している。<sup>③</sup> 領事に大きな免責特権を認める条例を以て制度を構築することで、その枠組に沿つて在中イギリス人が行動するよう促す効果が期待されていたといえるだろう。しかし他方では、条例に違反する行為に対しては、法的措置をとるために「最大限の努力」<sup>④</sup> をするよう領事に命令している。この抑止効果を基本に必要な法的措置を行わせるという方針は、本国政府の領事の法律運用能力への懸念を受けたものであつた。

対中交流法と領外管轄権法の制定を受けて、外相アバディーンがポツティンジャーに出した訓令<sup>⑤</sup> の中では、法律が正常に機能しない可能性を認めた上で、イギリスの権威の下で立法する意義が次のように述べられる。中国で法律の効力を完遂することや、そのために法律運用に習熟した役人を確保することが困難なのは事実であるが、この事実は法律が無益であることを意味するのではなく、法律への違反が民事訴訟や罰則の根拠となることが重要であるとされた。つまり、本国

としては、領事の法律運用能力の低さに鑑みて、法律の厳密な運用における困難は認めたと上で、法律の存在を根拠とした在中イギリス人統制の正当性確保に重点を置いていたのである。この方針がポツティンジャーの回状に反映されたと言えよう。

しかし、厳密な法律運用が期待できない状況下でも、法的措置をとる必要に迫られる場合には、「最大限の努力」をして法律を運用するよう領事に命令するならば、領事の裁量で法律が一定程度、恣意的に運用される可能性が生じる。つまり、領事に、免責規定が組み込まれた法制構造に準ずる手段で、在中イギリス人の統制を行う権限を与える一方、実際の運用では、領事が総じて低い法律運用能力を駆使して主体的に裁量権を行使するという法制度が存在していたのである。条例の実施を任務とし、法制構造に準拠した行動への免責特権の限定性と主体的裁量権に挟まれた領事の責任は重いものだったと考えられる。これは条例制定時のポツティンジャーの回状において、処罰方法としては領事の責任を軽減できる罰金刑が推奨されていたことから確認できるだろう。<sup>⑦</sup>

以上の考察から、中国での条約や通商規則を条例化して構築された法制構造と、条例に従いつつも領事が主体的に行う、内部に緊張関係を孕んだ任務の性格について明らかにできた。では、このように不安定な状況に置かれた領事管轄権の実施方法、そして、領事の管轄権行使と上級裁判所であった香港高裁の関係は如何なるものであったか。次にこれらの点について考察を加える。

## 第二節 領事管轄権と香港高裁

本節では、領事管轄権の実施方法を解明していくが、まず領事管轄権が上級権力である貿易監督官や外相とどのような関係にあったか確認しておきたい。これによって、五港において行使される領事管轄権のイギリス帝国内での位置付けが明らかになるだろう。

ここでは、南京条約締結後に本国の指示を受けてポツティンジャーが作成した「駐中国領事に関する覚書」を利用する<sup>⑧</sup>。この覚書は全一九条からなり、第一条から第三条で、領事と貿易監督官の関係について規定している。第一条では領事が貿易監督官の訓令や通商規則に従って行動し、訓令や通商規則で言及されていない問題については貿易監督官に報告するよう求めている。第二条では、毎月、または毎週、領事の報告を義務付けている。その報告は貿易監督官が取りまとめて、本国へ報告し、指示を受けることとされる。第三条では、領事が訓令で示された指針に沿って行動する中で、重要な問題や疑問の残る問題に関しては貿易監督官の見解と領事の見解の双方を本国政府に報告すべきことが規定される。これらの条項からは、領事が貿易監督官の下した指針の中で行動すること、領事から貿易監督官、そして本国政府に至る頻繁な報告の義務化、そして問題発生時や疑問がある場合には、貿易監督官と領事の見解を基に本国政府が判断を下す原則が規定されたと言える。

第四条以下では、領事の管轄権行使に関する指針が示される。その要旨は、領事が紛争発生時に基本的には平和的解決を目指し、それが達成されなかった場合に法的手段を行使して現地イギリス人と中国人の混在する社会の安定を維持し、清朝との紛争発生を阻止するのを領事の管轄権行使の原則とするというものであった。領事の管轄権行使は任地において社会の安定化を目指し、外交問題の発生を食い止めることを目的としていた。

つまり、末端に主体的に条例を運用して地域社会の安定と問題化の抑制を担う領事を配しつつ、問題発生時には本国から中国現地までを一体化し、帝国としての意志決定をする行政組織が現出して問題に対処したと考えられよう。

以下では、一八四四年貿易監督官条例第二号<sup>⑨</sup>と第七号<sup>⑩</sup>の分析を行い、領事が五港で行使した管轄権の法制構造を検討していく。ここでは領事管轄権の実施方法とその限界、特に香港高裁との関係が明らかになる。

まず、第二号条例を分析する。その中で注目すべき規定は、領事の行使する権限とその地理的限界、略式裁判の権限、罰則・罰金を科す権限等に関するものである。

領事の権限が及ぶ領域は第一条で規定されており、領事は任地である五港の境界内において管轄権を持つとされる。領事の管轄権は港の境界内へ地理的に制限されていたのである。この地理的限界が、後に、港の外に停泊するイギリス船を視認できたとしても法制上は管轄外となる「理論的不可視」の状態におくことになる。<sup>⑩</sup>ただ、領事がこの法制上の限界を越えるならば、自らの免責特権を放棄することになる点も指摘しておく必要がある。自らの任地を越えた活動は、領事の権限や正当性の根幹を揺るがし、法制度を施行する役人を自己の責任において行動する個人へ変化させたのである。

さらに、第四条と第七条では、領事や領事の任命を受けた人物が軽罪や少額を争う民事訴訟に関して、彼ら自身の判断で判決を下す権限が認められている。これらの規定には、小規模な犯罪に即応して管轄権を行使することで、重大な犯罪の発生を予防しようという意図が込められていたと考えられる。<sup>⑪</sup>

このように、領事が独自に行使できる管轄権が規定されている一方で、同条例第五条には上級裁判所である香港高裁の管轄権が優位にあることも規定されている。その要諦は、領事の出す判決は全て香港高裁の審査を受けるという規定であった。領事の管轄権が、香港高裁の管轄権の下に置かれていたことが理解されよう。

領事は貿易監督官の指示や規則を受けて管轄権を行使するよう規定されたが、香港高裁は貿易監督官から一定の独立性を保持するように設計されていた。<sup>⑫</sup>香港高裁が領事の決定に対して修正権を持つことは、領事が「最大限の努力」をして主体的に行使する管轄権が、独立性を保持する香港高裁によって法的な厳密性を目指した監査を受けることを意味する。さらに、領事が貿易監督官の指示の下で行動する間のみ免責特権を持つという法制構造を加えて考えれば、領事が法的措置をとることは自らの責任問題と表裏一体であっただろう。ここから、問題化する可能性のある状況に直面した領事は適法な行動を志向したと考えられる。

次に、一八四四年貿易監督官条例第七号の分析を行う。第二号が管轄権の範囲を規定したものである一方、第七号は主に刑事事件における手続きを規定したものである。<sup>⑬</sup>

その要点は、領事が五港でイギリス人の犯罪に対応する際の権限が拡大されたこと、追放権の規定によってイギリス人の犯罪への抑止的対策を講じたこと、そして、登録制度を導入することでイギリス人を領事の統制下に置いたことであった。つまり、領事の五港での刑事事件に関する権限を即応性と抑止効果の高いものにする意図を込めた方策が第七号条例であったと言える。

さらに、実際に領事がこれらの権限を行使する際の注意点についての回状を確認しておこう。この領事への回状ではまず、これらの刑事事件に関する権限は、軽々しく行使してはならず、行使する際には厳しさよりも明確性と迅速性を優先した処罰が望ましいとされる。また、領事の法律に関する知識の限界を指摘した上で、イングリッド法を厳格に順守する必要はないとする。そして、イングリッド法で軽罪として扱われる事件については、領事が略式で判決を下すことを求めている。これらの指示からは、軽罪への処罰を迅速に行わせる意図がうかがえる。さらにイングリッドで巡回裁判に値するような重罪については香港に移送して処罰するよう指示している。但し、このような事例は少ないだろうとの言及も見られるので、重罪が発生しないように、軽罪を迅速に処罰し風紀を正そうという意図が確認できる。追放権に関しても、追放は義務ではなく、社会の安寧を乱す者に対応するための最後の手段であるとされたので、この条例の予防的措置としての性格は一貫したものであったと言えるだろう。

第二号と第七号で規定された領事管轄権の枠組みは、領事が五港で和解勧告を中心に社会の安定をはかり、また、法的措置や最終手段としての追放権によって犯罪の発生や重大化を抑止し、必要とあればそれらを行使用することを基本としていた。この原則は、領事が法的手段に基づく影響力を主体的かつ的確に行使用するよう求めるものであったが、同時に、香港高裁によって領事の判断の合法性が試されることも規定されていた。ここには、法律を活用した行政措置と法律の厳格な施行との間の緊張関係が存在する。その緊張関係が問題化した例として、一八四六年七月に発生したコンプトン事件がある。



次章第一節では、事件の概要を追いつつ、緊張関係がどのように問題化したのか、そして、問題がどのように解決されていったのかを確認する。その過程を見ることで、領事管轄権の法制構造の動態的変化も明らかになるだろう。

- ① PP 1845 LI. *Ordinances passed in the year 1844, by the Chief Superintendent of British trade in China, with the advice of the Legislative Council of Hong-Kong, in virtue of the powers conferred upon Her Majesty by the act of the 6th and 7th Victoria, cap. 80, pp. 9-17.* 以下「一八四四年度貿易監督官条例報告」と省略。
- ② 条約や規則自体、その修正過程、及び実際の通商との関係についての分析は今後の課題とした。
- ③ FO17/80/149-53 及び FO17/81/251-2 を参照。
- ④ FO17/80/151.
- ⑤ FO17/65/55-7.
- ⑥ P. D. Coates, *China Consuls: British Consular Officers, 1843-1943*, Oxford, 1988, p. 55.
- ⑦ FO17/81/251-2.
- ⑧ FO17/68/290-9.
- ⑨ 「一八四四年度貿易監督官条例報告」二一五頁。
- ⑩ 「一八四四年度貿易監督官条例報告」一八一二頁。
- ⑪ P. D. Coates, *China Consuls: British Consular Officers, 1843-1943*, Oxford, 1988, p. 62.
- ⑫ 例えは「一八三八年法案審議時の外相パーマーストンの答弁を参照 (Hansard's Parliamentary Debates, third series, vol. 44, pp.748-9)」。
- ⑬ FO17/64/111-4.
- ⑭ FO17/90/4-19.
- ⑮ PP 1847 XL. *Orders, Ordinances, Rules, and Regulations concerning the Trade in China*, pp. 38-9.

#### 第四章 イギリス対中通商制度の運用実態

本章では、第二章と第三章で明らかになったイギリス帝国の対中通商制度の運用実態を考察する。第一節では、コンプトン事件を事例に、領事の管轄権行使の実態を確認するとともに、それに対して香港高裁が発揮した法制度運用上の監視機能や、その後の法制構造の修正を確認する。この考察によって、帝国法制を中心に構築された対中通商システムの実効と、システムの機能としての法制構造の動態的変化が明らかになるだろう。さらに、第二節ではイギリス本国政府が法の施行にあたって国際法上・帝国法制上の合法性を確認するために行った法務官への諮問を分析していく。この分析によって、システム全体への構造的規制を明らかにする。

第一節 コンプトン事件——領事管轄權と香港高裁の關係變化——

一八四六年にカントン<sup>①</sup>で發生したコンプトン事件の背景には、欧米諸国からきた商人達の居住地であつたファクトリーの周辺に乞食、大道芸人、易者等の中国人が集まつて、ファクトリーに滞在していた外国人の生活空間を圧迫し、両者の間で一触即発の雰囲気醸成されていたというカントンの不安定な状況がある。<sup>②</sup> イギリス商人コンプトン C. S. Compton を中心とする外国人達はイギリス領事マクレガー F. C. Macgregor に対して、自力で解決を目指せば個人の争いに發展する可能性を強調して領事の介入を要求したが、マクレガーは清朝に対して取締を依頼するかたちで外交手段による解決を図る一方、外国人側に自制を求めた。<sup>③</sup>

しかし、七月四日と八日にコンプトンが中国人の果物屋台を蹴り倒したことが原因となつて、中国人の暴動が發生した。この暴徒自体は外国人達によつて追い払われたものの、七月二五日には清朝側代表である欽差大臣の耆英からコンプトンを批判する書簡が送付された。カントンの現地イギリス商人達はコンプトンを支持する立場をとつていたが、<sup>④</sup> 外交圧力を受けたマクレガーはコンプトンを裁判にかけるべく七月二七日に調査を開始した。<sup>⑤</sup>

調査は二カ月近く続けられ、マクレガーは九月二四日に一八四四年貿易監督官条例第二号によつて罰金二〇〇ドルの判決を下したことをコンプトンに通知した。外交的配慮から管轄權を行使したのである。ただ、条例適用の妥当性を始めとして、処分の法的根拠は曖昧であり、マクレガーは現地イギリス商人の反発を受けることになつた。<sup>⑥</sup>

一月になつてカントンの現地イギリス商人の支持を背景に、<sup>⑦</sup> コンプトンが香港高裁に訴えを起すと、時の貿易監督官デイヴィスは耆英に対する外交的配慮から、一八四四年貿易監督官条例第五号の英中間の争いに関する条項を適用して法的根拠を確保し、罰金刑を取り消しにしないよう手段を講じた。マクレガーも自らの適用した条例が適切であつたように振る舞い、さらに、それがデイヴィスの指示であつたとも主張して、その庇護を受けようとした。<sup>⑧</sup> 訓令下での行動への

免責特権を得ようとする領事と庇護する貿易監督官が、外交上の配慮からなされた領事の行政措置の法的根拠を巡って、香港高裁と対峙したのである。

二二日間に及ぶ審理を経て、香港高裁首席判事ヒューム J. W. Hume はコンプトンへの罰金刑を破棄する判決を言い渡した。貿易監督官と領事の外交的配慮にもとづく措置は覆されたのである。その判決理由は二つあった。第一に、マクレガーが適切な条例を用いて判決を下さなかつたこと、第二に、宣誓させずに証言録取を行う等、手続き上の問題が存在していたことであつた。ヒューム自身もコンプトンが有罪であると認識していたが、その司法手続きの不備を認め、法律施行の厳密性を優先したのである。

この判決にデイヴィスは反発し、ヒュームはデイヴィスとの対立の中で職を辞することになった。デイヴィスは、マクレガーや自身のとつた行動の正当性を主張する本国への報告の中で、清朝が求める場合にはイギリス人を追放しうる権限の必要性に論及し、その後、領事のイギリス人追放権を拡充する方策を立てていく。また、この報告を受け取つた本国政府の側では、法務官に対してデイヴィスへの訓令案について諮問を行つた。法務官は、香港高裁の判決は認めるものの、清朝との外交関係や中国人との交流を安定させるために何らかの行政措置を講じる必要性を認めた。さらに、コンプトン事件で生じた領事管轄権を巡る問題の法制上の重要性を訴え、条例制定での対応を勧告した。これらの勧告は、発生した問題を帝国法制の枠内で如何に処理するかを示したものであり、貿易監督官に認められた立法権限で問題を解決することが提案されたのである。<sup>⑩</sup>

この勧告を基にして、本国政府は訓令を発し、中国現地で領事管轄権を修正する貿易監督官条例が制定された。それが、一八四七年貿易監督官条例第一号と第三号である。<sup>⑪</sup> 前者の第五条では、コンプトン事件の判決でマクレガーの処置における法的問題として言及された条例の複雑化という問題を解決すべく、一八四四年貿易監督官条例第七号を根拠に罰則を科す権限が領事に与えられた。また、一八四七年貿易監督官条例第一号第九条では、領事が従うべき裁判規則を定める権利

が香港高裁から香港の立法評議会に移管され、香港高裁が提案する規則には貿易監督官の認可が必要になった。これには、領事の管轄権行使への香港高裁の介入を限定する目的があったと考えられる。

その後の立法措置においても、領事や貿易監督官が行政的配慮から判決を下す権限は拡大傾向にあった。一八五〇年貿易監督官条例第一号第二条では、香港外で起きた訴訟原因に領事館所属の人物が当事者として関わる場合、原告か被告のどちらかが貿易監督官への請願によって案件を処理することを望めば、貿易監督官が委員を任命して略式で判決を下すことが出来る」と規定された<sup>⑩</sup>。これは、領事館所属の人物が当事者となった訴訟に介入する権限を貿易監督官に与えたものと言えよう。また、一八五二年貿易監督官条例第二号第二条では、条約の精神に反して香港高裁で領事の決定が覆されていることを問題として、条約違反を根拠とする管轄権行使に関しては香港高裁が介入出来ないとの規定が盛り込まれた<sup>⑪</sup>。さらに、貿易監督官と領事の行使する管轄権に関する様々な規則や条例を統廃合する目的で制定された一八五三年六月三日付枢密院令<sup>⑫</sup>では、条約違反に加え、貿易監督官や領事の制定する通商規則を適用しても処罰が可能であると規定された。ここに至って、行政的配慮から罰則を科す権限が法的に確立されたと言つてよいだろう。

この点で、二つの議會制定法によって、管轄権の拡大・修正が認められていたことには大きな意味があった。システム自体が外部要因によって発生した行政上の問題を権限拡大によって取り込んだのである。これは、拡大性を持ったシステムの自律的な修正機能が発揮された事例であると解釈できる。

その後、アロー戦争を経て、一八六五年には、領外管轄権法を根拠として日本にもこのシステムは拡大されていくが、この展開については今後の課題としたい<sup>⑬</sup>。

以上の分析によって、領事管轄権の運用実態、香港高裁と領事管轄権の関係、そして、法制構造の修正過程が具体的に解明された。主体的な法の行使を求められる領事は、しかし、商人達と対峙する中で自らの適法性を確認せざるをえなかった。さらに、領事は、本国政府や貿易監督官、香港高裁の監視の下、自らの判断が問題化する可能性や権限の限界を意

識しながら、現地の通商・外交関係に関与していた。そして、実際の状況と法制構造上の規定のずれが問題化した結果、領事管轄権と香港高裁の緊張関係はシステムの自己調整機能によって緩和されていったのである。

## 第二節 イギリス対中通商システムの内的規制

前節では、領事の管轄権行使に対する香港高裁の介入と、現地イギリス商人と領事の間が生じた対立について確認した。これらの問題に対して、法務官報告に沿った対策が講じられていったことは、既に論及した通りである。

法務官は外相からの諮問を受けて国際法上の見解を提示することを基本的な責務としていた。<sup>8)</sup> イギリス対中通商システムは、清朝との条約に基づいて構築されたものであったから、法務官がシステム全体について答申を行うことになったと考えられる。

本来、外交上も、法制構造上も、イギリスの政策立案者・役人には、このシステムの内部で行動する動機があったことは既に述べた。ただ、第三章第二節で取り上げた「駐中国領事に関する覚書」では、領事から貿易監督官、そして本国の外相に至る問題発生時の報告義務が課せられていたから、本国の法務官の答申は、イギリス対中通商システムの法的枠組に抵触する可能性があるような問題が発生した場合に、それが国際法上・帝国法制上合法であるか否かを判断し、外相を通じて法制構造の一貫性を維持するものだったといえよう。

本節では、法務官報告を利用し、イギリス対中通商システムの法的枠組から逸脱するような政策立案者・役人の認識・行動に加えられた内的規制について明らかにしていく。分析方法としては、二つの手法を用いる。

第一に、貿易監督官制度設置が決定された一八三三年から一八六〇年までの法務官報告を対象に、法務官報告がシステムに及ぼした影響の全般的傾向を明らかにする。

第二に、法務官報告の内、政府の方針に対して、法的観点から修正が加えられた事例を取り上げ、法務官報告の影響力

図表 1：1833～1860年法務官報告

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	Total
A	9	10	0	26	4	7	0	11	9	0	0	76
B	5	0	0	14	2	1	0	4	1	0	0	27
C	1	1	0	4	4	3	0	4	4	0	0	21
D	9	40	21	2	19	11	7	3	12	0	11	135
E	3	2	1	5	4	3	0	4	2	0	1	25
Total	27	53	22	51	33	25	7	26	28	0	12	284
Immediate	7	18	1	16	3	4	2	7	4	0	1	63

< 諮問の種類 >

【①～③：外交関連の諮問】

- ①訓令の妥当性（条約の解釈等） ②外交交渉や条約に関する行動（イギリス・清朝双方）についての評価 ③訓令の起草・提案要請

【④～⑪：内政関連の諮問】

[④～⑦：立法関連（議会制定法及び、対中交流法に列挙された法制関連文書である貿易監督官条例、枢密院令、国王親署訓令等）]

④法案等の帝国法制における合法性 ⑤現行法・条例運用の合法性 ⑥現行法・条例の修正 ⑦法案等の起草要請

[⑧～⑪：行政関連（行政命令：内政関連の訓令、中国現地での告示等）]

⑧行政命令案の合法性 ⑨行政命令運用（行政措置）の合法性 ⑩行政命令の修正 ⑪行政命令案の起草要請

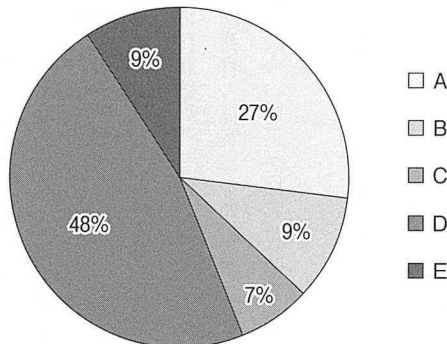
< 答申の種類 >

A：承認・政府に一任 B：文言等、法技術的問題の修正要求 C：政府案の意図についての修正要求 D：提案 E：否認

※ Immediate は至急便での答申

典拠：筆者が FO83/2247, FO83/2248, FO83/2249, FO83/2250, FO83/2251 より作成

図表 2



典拠：図表 1 より筆者が作成

がどのように發揮されたのかを確認する。

それでは、法務官報告の全般的傾向から確認していこう。ここで、図表一、二を参照されたい。図表一は、当該時期の法務官報告、全二八四件を諮問の種類と答申の類型に従って分類した結果である。そして、図表二は、分類結果から答申の類型を抽出して円グラフで示したものである。

まず、法務官報告の分類方法について確認しておく。諮問の種類は、全一一項目設定して分類した。大別すると、①から③までが外交関連の諮問、そして④から⑪までが、内政関連の諮問である。さらに、内政関連の諮問を下位区分に分類した。④から⑦までが立法関連の諮問であり、⑧から⑪までが行政措置に関わるものである。また、外交・立法・行政、各々の区分の中で、四つの項目を設けた。これは、法制化の過程、法制度の施行、法制度の修正、という法制構造を巡る三つの段階を想定した分類である。これらの段階は法制構造の形成、運用、その後の修正という三つの場面において、法制構造が政策判断や行動に与えた影響を確認するために設定した。政府が要請した法務官の提案については、各段階を横断して答申が拡散しているので、別項目とした。また、外交関係の種類に関しては、訓令の修正が作成と同義であると考へ、修正の項目を設けなかった。

答申の類型に関しては、A「承認」からE「否認」までの五項目を設定した。Aは原案がそのまま承認された、最も法務官の干与の少ない事例、Bが文言修正等の法技術的な問題への修正要求があった事例<sup>⑩</sup>、Cは諮問内容に概ね同意出来るが、部分的反論がある事例である。Dは政府からの提案要請乃至法務官が政府案に反対する形で提出した提案がある場合、Eは政府案の否認、反対意見の提示があった場合を示し、政府が行使した、あるいは行使しようとしている権限が法制構造を逸脱すると判断され、是正措置がとられた明確な事例であると言えよう。

では、分析に移る。まず、図表二を参照されたい。一見して分かるように、C、D、Eの割合が過半を占める。これは、法務官の答申が、政府の諮問内容を単に承認するか、法技術的問題のみを扱っていたのではないことを示す。つまり、法

的な問題について、政府の方針を事後承認するだけではなく、法務官側から法の解釈を提示する事例が多くあったのである。これは、政府案が承認された事例であるAが全体の二七%存在することを考慮すれば、政府の法的能力の欠如よりも、法制構造の維持を目的として、政府案の法的な問題点を指摘し、さらに細かな文言修正や提言をも行う法務官制度の有効性を示唆している。

次に図表一に目を転じ、諮問の種別に注目してみよう。表中の③、⑦、⑪は、政府が直面する問題に関して、法務官に自由な提案を求めた事例を示している。これらを合わせると、全四一件となり、諮問全体の約一四%を占める事になる。政府の側でも、法に習熟した法務官の意見を参照する傾向があったことが窺えよう。政府は、「法務官の経験に依拠した最も効果的な方法」<sup>20</sup>を利用していただいたのである。

②、⑤、⑨は、役人の行動への事後的な評価といえる。三項目合わせて全一四件であり、これは全体の約四〇%を占める。また、これら三項目に該当する諮問の内、八八件がC、D、Eの三類型に該当する(約七七%)。システムの内部で運用に従事する役人は、問題発生時にその行動を事後評価され、法制構造から逸脱していた場合には、既述のように行動の正当性を失ったのである。

これらの情報から読み取れるのは、第一に、法務官は政府の方針を承認・修正する一方で、自らの法解釈に基づいて法の制定や修正に関与していたこと、第二に、その法務官の関与は政府の側でも受け入れられていたこと、第三に、システムの運用に携わる役人は、その行動が問題化した際に法務官によって行動の正当性を監査される可能性があったことである。法務官報告が、条約の解釈や法制度の制定・施行に関連して法制構造を具現化するものだったと理解できよう。

続いて、図表一のC、D、E、つまり、法務官の意図が強く現れた事例を考察していく。その中では、法務官報告によって発現する法制構造の規制がシステムの運用に携わる政策立案者・役人に亙く影響を及ぼしていることが明らかになるだろう。



まず、香港高裁と領事の関係において法務官報告が及ぼした影響について考察しよう。既に本章第一節で言及したように、元来、香港高裁の判決は領事の行動を規制する効力を持っていた<sup>②1</sup>。それは、領事の現地イギリス人に対する権限を監査するものであったし、裏を返せば、領事の行動が現地イギリス人による香港高裁の活用によって規制されうることも意味した。領事は香港高裁と現地イギリス人の双方に法的根拠を示す必要があったのである。コンプトン事件<sup>②2</sup>において法務官は香港高裁の判決を法的には適切であると、承認した。しかし、その一方で、領事の民事責任については否定し、領事が管轄権を行使するための基盤の整備を提言した。法務官報告は、香港高裁の決定にも、領事管轄権の事後的修正についても提言をしたのである。

また、本国政府の香港高裁への介入にも法務官報告は影響を及ぼした。例えば、一八五一年に上海領事オルコックと Alcock がレディ・マリー・ウッド号 Lady Mary Wood に対して下した有罪判決を香港高裁が取り消したことに因りて、本国政府が香港高裁の処置について諮問をした際には、香港高裁の判決取り消しを正当なものとし、上告しないよう政府に要請した。また、この事件に関連して、当時の貿易監督官ボナム G. Bohann が策定した貿易監督官条例についても、「法というよりむしろ政策」であるとして、その修正を求めた。

さらに、本来は指揮命令系統上の従属関係にあるはずの、貿易監督官と領事の間についても法務官報告は言及している。一八五二年に清朝が中国商品の内地輸送税を増税したとの疑いが生じた時には、清朝の課税権を根拠に介入出来ないとしたオルコックの判断を支持し、貿易監督官ボナムの代理を務めていたパウリング J. Bowring の見解を文書上の根拠に欠けるとして否定した<sup>②3</sup>。イギリス役人の内部で、本来は上下関係にある役人間の見解の相違が、国際法上の根拠を基に解決されているのである。これは、システム内で運用にあたる役人が、相互に自らの行動の法的根拠を示す必要があったこと、それを提示出来れば自らの行動の正当性を主張できたことを示している。

法務官報告が影響力を發揮した事例の一方で、法務官自身もその法制構造の規制を受けて行動していた。法的観点から

多様な主体の関係に対して双方向の影響を与える報告を行っていた法務官の見解自体も既存の法制構造から逸脱出来なかつたのである。

一例を挙げよう。ここで取り上げるのは、先に外交的配慮に基づく領事管轄権を確立したものととして言及した一八五三年六月一三日付枢密院令に関する諮問である。法務官は、枢密院令自体の文言修正を経た後で、付随して作成された覚書の内容に反発した。それは、一八五三年六月一三日付枢密院令が模範としている、レヴァントでの布告を中国に適用することへの反論であり、中国においては香港高裁が存在するのだから、領事管轄権を香港高裁から統制するべきであるというものであった。<sup>⑤</sup> 法務官の反対は、完全に領事の行動を免責にすれば乱用や悪用の弊が生じるとの懸念に基づいていたと考えられる。これに対して、政府は修正を加えなかつた。<sup>⑥</sup> 政府には領事管轄権を確固たる基盤の上に据えようという意図があつたのだろう。

この政府の反応に対して、法務官はなお懸念を表明していたが、全体としては同意するとして、さらなる反論をしなかつた。<sup>⑦</sup> ここから、政府の意向によって法務官の見解が軽視されたと考えることも可能であろう。しかし、重要なのは、法務官が懸念を表明しつつも、反論しなかつたという事実自体である。既に述べたように、本国政府が対中関係に関する枢密院令を發布する権利は対中交流法と領外管轄権法で認められたものだった。つまり、政府の行動は合法なものだったのである。法務官には、たとえ反対意見を持つていたとしても法的に正当な認識・行動を否認する根拠は無かつた。これは既存の法制構造を具現化する役人としての法務官の特質をよくあらわしていると解釈できる。

最後に、イギリス政府が清朝との外交関係において、条約の解釈を通じて法務官から受けた影響を見ておく。前述した清朝の内地輸送税に関する答申や、第二章で論及した条約を権利かつ義務として認識していたという事実からも、イギリス政府の外交姿勢が条約の規制を受けていたことは確認できよう。さらに、それは法務官報告に見出される条約解釈に関連する文書からも確認できる。<sup>⑧</sup>

これと対照的に、法務官報告がイギリス政府の正当性を保証する場合もあった。例えば、一八五一年五月七日には、領事が、上海で横行していた密輸防止のための介入を、清朝の取締放棄を理由に停止することを認める答申が出されており、ボナムに送られた訓令についても同様の諮問がなされ、法務官の認可を受けていた。<sup>②③</sup>この通信は、アロー戦争前の議論に際して政府から本国議會に提示された。また、アロー戦争の原因となったアロー号事件の処理を巡る清朝との対立の中でも、法務官報告は、清朝側の行動を条約違反であるとする答申を出して政府の正当性を認めたのである。<sup>④</sup>

以上の考察から明らかになったことをここで要約しておこう。法務官報告はイギリス対中通商システムの運用に従事する主体の認識・行為の合法性を巡って承認・修正・否認するものであった。それは、システムの運用に携わる各主体にシステムの内部で行動させ、問題が発生した場合には法制構造を具現化し規制を加える役割を果たしていたのである。また、法務官報告は基本的に、システム内で運用にあたる主体とシステム外の主体との関係を双方方向に規制すると同時に、システム内に存在する関係をも対象としており、法務官自身もその例外ではなかった。法務官への諮問制度は、イギリス対中通商システムにおいて、外交・内政両面での法制構造に則した運用がなされるよう規制するものだったといえる。

① ここでは、広州の町や広州周辺の外国人居住区、停泊地等を含む地域を示すものとする。

② 論旨に首肯しかねる部分もあるが、事件の概要や事実関係については以下を参照。G. W. Keeton, *The Development of Extraterritoriality in China*, London, 1928, pp. 205-27.

③ *Ibid.*, p. 207.

④ *Ibid.*, pp. 210-1.

⑤ *Ibid.*, p. 209.

⑥ *Ibid.*, pp. 212-5.

⑦ *Ibid.*, p. 215.

⑧ *Ibid.*, p. 219.

⑨ *Ibid.*, pp. 223-4. この時言及された追放権に関する貿易監督官条例が一八四七年貿易監督官条例第二号になったと考えられる (PP 1847-48 XLVIII. *China. Ordinances issued in 1847, by the authorities in China, and commissions to the Chief Superintendent of Trade*, pp. 5-6)。

⑩ FO83/2248/67-9.

⑪ FO83/2248/77-81.

⑫ PP 1847-48 XLVIII. *China. Ordinances issued in 1847, by the authorities in China, and commissions to the Chief Superintendent of Trade*, pp. 3-7.

⑬ *Chinese Repository*, Canton, vol. 15, p. 559.

- ① PP 1852 LIV, *Ordinances issued in the years 1850 and 1852 by the authorities in China*, p.2.
- ② *Ibid.*, pp.5-6.
- ③ *London Gazette*, August 23, 1853, pp. 2306-15.
- ④ 参事 G. W. Keeton, *op. cit.* 及び *London Gazette*, April 28, 1865, pp. 2240-55 を参照。
- ⑤ 本稿で取り上げる諮問には、連名で答申が出される事例もあるが、主としてドッドソン J. Dodson が大陸法系法律顧問官 Advocate-general/Queen's Advocate として答申した。ドッドソンについては G. C. Base, 'Dodson, Sir John (1780-1858)', rev. H. Mooney, *ODNB* を参照。
- ⑥ 法技術的な修正要求が実質的な修正要求になる可能性は否定できない。しかし、本節の分析においても明らかにするように、政府側に法的文書の作成に関する能力が欠けていたとは考えられず、実質的修正になる可能性のある要求を政府が意図して黙認する可能性は低かったといえよう。また、本節の主たる目的は、政策立案に関わる諸主体の意図の公的な集約としての法案、そして成文化された制定法や関連法規によって構成される法制構造の規制の論証である。たとえば、後述する法務官自身への法制構造の規制の存在を斟酌した上で、法務官の文言修正上の恣意性を想定するとしても、それはあくまで法制構造へ法務官の意図が反映される一形態であって、多様な意図の複合体として現出する法制構造自体の規制が重要であるとする本稿の論旨を妨げるものではない。
- ⑦ FO83/2247/255.
- ⑧ 一八四四年二月一二日の答申では、イギリス軍艦ヘラルド号 *Herald of the Earl of Aramis* がナッシュ Nash の所有するボートを拿捕したのに対して、政府が支払った賠償金をナイアスに支払わせることが出来るかとの諮問に対し、ナイアスの行動は不当であって賠償責任があるとの答申がなされた (FO83/2247/335-6)。この事例を見れば、中国現地のイギリス役人は法的根拠のない行動をした場合に、香港高裁のみならず、本国政府からも責任を問われる可能性があったことが分かる。
- ⑨ 五港通商章程第一三条では、イギリス人と中国人の双方が関係する民事の争いの際には、中国人による領事を介したイギリス管轄権の利用や、中国人に対するイギリス管轄権の行使が可能であることも規定されている。これは、条約の中に、イギリス領事管轄権が中国人に適用される可能性が内包されていたことを示している。よって、領事が管轄権を行使する対象は、現地中国人をも含む可能性があったと考えられる。すなわち、イギリス領事管轄権には、イギリス人に限定されない任地社会での対象拡大性があったのである。
- ⑩ FO83/2248/245-6, 265-7.
- ⑪ FO83/2248/339, 341-3.
- ⑫ FO83/2248/361-2.
- ⑬ FO83/2248/386-7.
- ⑭ FO83/2248/392-3.
- ⑮ 例えば、イギリス企業に雇用された中国人の清朝への引き渡し拒否 (FO83/2248/182-3)、厦門からキューバへの苦力貿易に従事するイギリス船への船舶書類返還の拒否や、当該船舶がイギリスの法にも条約の規定にも違反していないとして否認した事例 (FO83/2248/89-90)、五港のある港から他の港に無課税で中国産品を輸入することを条約の規定の欠如を理由に否認した事例 (FO83/2248/130-1) 等を参照。
- ⑯ FO83/2248/235-9, 243-4.
- ⑰ PP 1857 session 1 XII, *Correspondence respecting consular interference*.

⑮ F083/2249/436-42. 特に法務官報告に論及がある議論として、

参照。

## おわりに

第一章で述べたように、本稿の課題は、中国におけるイギリス帝国法制の外部展開とイギリス対中通商システムの考察によって、「非公式帝国」あるいは「西洋の衝撃」と解釈されてきた中国でのイギリス帝国による政治権力行使の実態に迫ることであった。ここで、本稿で得られた知見を基に再考しよう。

中国におけるイギリス帝国の政治関係においては、主権国家の擬制を与えられた清朝と条約を締結して国際法上の関係を結んだ上で、イギリス帝国法制が帝国外に展開していた。つまり、「非公式帝国」中国におけるイギリス帝国の政治権力は、外交経路と帝国外部における内政経路の両面から複合的に行使されたのである。

そして、この外部展開した帝国法制はイギリス帝国の政策立案者・役人の認識・行動を法制構造に準拠させようとする規定を持っていたため、システム全体としては清朝に対して主権国家の擬制に沿った形での行動を要請した。よって、南京条約締結は、近代国際関係が東アジアで形成されていく中で、恒常的にその関係を要求するシステムの起点になったという意味で画期なのである。これが、「西洋の衝撃」の東アジア国際関係における歴史的意義であった。

また、運用面の分析から得られた知見をまとめれば、イギリス対中通商システムは、外部展開した帝国法制を中心に、運用・起動する諸主体の行動を規定・回収し、イギリス本国あるいは中国現地といった地理的限界を越えて帝国としての権力を発揮していたと言える。そして、システムの構造的規定と裁量の狭間で、帝国の権威を帯びた主体は自らの責務を意識しつつ、多様な問題に対して臨機応変な対応を求められた。これがシステム拡大・変化の原動力となったのである。さらに敷衍して言えば、本稿で明らかになったイギリス帝国の政治システムは、地理的にも時系列的にも、広い射程を

持っているといえる。ギャラハー・ロビンソンは一九五三年の論文で、「非公式帝国」が条約を活用して展開されたことを強調した<sup>①</sup>。また、ダーウィンによれば、第二次世界大戦以降にもイギリス帝国は、彼が「条約による帝国」と表現するように、条約を活用していた<sup>②</sup>。さらに、イギリス公式帝国史家のバローズ P. Burroughs は、イギリス帝国保護領の起源として、領外管轄権法や帝国領外での司法権の問題に言及している<sup>③</sup>。一九世紀から二〇世紀にかけて、アジア・アフリカ地域を中心に、所謂「非公式帝国」でイギリス帝国の政治権力が行使される基盤として、この政策・制度・行政の複合的政治システムが存在したと考えるのではないだろうか。

① Gallagher and Robinson, 'Imperialism', p. 11.

② J. Darwin, *The Empire Project*, Cambridge, 2009, p.604.

③ P. Burroughs, 'Imperial Institution and the Government of

Empire', in A. Porter (ed.), *The Nineteenth Century: The Oxford History of British Empire*, vol.3 (5 vols.), Oxford, 1999, pp. 191-6.

（京都大学大学院博士後期課程）

An External Foundation of the Imperial Legal Institution:  
The Construction of the British Commercial System  
in China, 1842-60

by

NISHIYAMA Takaki

This article describes the British commercial system in China, which consisted of the imperial legal and institutional structure related to commerce and diplomacy, and that later became the foundation of the East Asian international relations, during the period of 1842 to 1860. This article also sheds light on the function of this system, which influenced the development of East Asian international relations.

Hitherto, in the study of British imperial history, Anglo-Chinese relations in this period have been regarded as an exceptional case of the British 'informal empire' in which, according to Gallagher and Robinson's argument, the British Empire exercised political influence on the Chinese government through the Anglo-Chinese treaties. The assumption that British economic power was superior to that of dependent countries is a necessary premise for the application of the 'informal empire' concept. But, at least in mid-nineteenth century, such British economic power can hardly be found in China. British commercial activities were limited in quantity and in scope to five 'treaty ports'. Nevertheless, it is generally accepted that China was an exceptional case of the British 'informal empire,' while the legal institutions of the British Empire, which can rather be categorised into the 'formal empire,' have been disregarded.

On the other hand, a revisionist approach has recently held an important place in Chinese modern history. Almost 60 years ago, the famous historian of modern China, J. K. Fairbank, established a classical framework for the analysis of Chinese foreign relations. He argued that Chinese foreign relations before the Opium War had been maintained according to the Chinese traditional order. And, he argued that after the war relations shifted gradually into the modern international relations.

The Fairbankian interpretation was transformed into the term 'Western

impact' by his critics. Following Paul Cohen's 'China-centred approach,' the theory of 'Western impact' was criticised by scholars, especially Japanese and American, in Chinese modern history who emphasised the continuity of the Chinese indigenous 'world' order. They problematised the transformation from Chinese traditional order to modern international relations and argued that the Chinese traditional order encompassed Euro-American countries.

The crux of this debate is the evaluation of the extent of the Euro-American influence in China. To overcome this impasse, recent studies have dealt with the interaction between Euro-American countries and China. Although this newly established approach emphasising the linkage has produced many studies, the problem of the reconsideration of 'Western impact' itself remains. In Chinese modern history, 'Western impact' has been evaluated as an external factor. But, these studies have not reconsidered the internal structure of 'Western impact' itself, which decisively affected the later historical development of East Asian international relations. 'Western impact' was, primarily, the impact of the British commercial system, which consisted of the imperial legal institution of the British Empire and became the foundation of contemporary East-Asian international system. Without this perspective, it is impossible to fully understand the influence of Euro-American countries.

The author aims to reconsider international relations after the Anglo-Chinese treaties from the viewpoint that the legal institutions of the British Empire, which were connected with the treaties, were founded in China. In this article, the author reveals that systematic participation of the British Empire in Anglo-Chinese commercial relations was accomplished through international and domestic legal institutions. Conversely, this fact problematises the conventional conception of British imperial history by deconstructing the dichotomy between 'formal empire' and 'informal empire.' Subsequently, the author reconsiders the political aspect of imperial power. The author clarifies in particular that the imperial legal institution, which regulated British commercial activities in the so-called 'informal empire' in China, conditioned the political influence of the British Empire.

This article can be divided into three sections. In the first section, two statutes are investigated. These are the China Intercourse Act of 1843 [CIA] and the Foreign Jurisdiction Act of 1843 [FJA]. The CIA and FJA enabled the British government to deploy the legal institutions externally in China. The author demonstrates that the CIA represented the legislative aspect of the imperial legal institution and the FJA the administrative one.



In the second section, the commercial institutions established in China are analysed. A consideration of the method of instituting regulations and executing them shows that the consuls in 'treaty ports' faced a dilemma that inclined the consuls to depend on the authority of the legal structure.

Finally, the author proves the diachronic transformation of the British commercial system and its synchronic constraints. With an account of a decisive incident and quantitative and qualitative analysis of the reports of the legal authorities, the author clearly illustrates the strength and flexibility of the system.

In conclusion, the British commercial system arises through a deconstruction of two dichotomies. The author thus reveals that neither the concept of 'Western impact' nor that of 'informal empire' is sufficient to explain the genuine impact of the system. In the analysis of the East Asian international relations after mid-nineteenth, the existence of the international political system that was constructed by the British Empire should be kept in mind.